

各 位

株式会社 東北銀行

貸金庫規定の改定について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定の対象となる規定

- （１）貸金庫規定
- （２）とうぎん全自動貸金庫規定
- （３）とうぎん自動貸金庫規定（カード方式）

本改正に合わせて「とうぎん貸金庫規定」に１本化します。

2. 改定内容

（１）主な改定内容

- ①貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと等

（２）格納いただけない「現金」について

日本円（注）、外国通貨ともに格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の２点が格納いただけない現金となります。

- ①日本銀行 HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ②「①」と肖像が同一である銀行券（2007 年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

詳しくは日本銀行 HP をご確認ください。

3. 改定日

2026年4月1日（水）

4. ご留意点

- （１）現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客さまにおかれましては、次回、ご来店時にお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。
- （２）なお、「ご利用目的」の書面については、11月以降、お届けいただいている住所宛に郵送等させていただきます。お手元に届き次第、ご郵送、または窓口へのご提出によりご申告をお願いいたします。

以 上

貸金庫規定新旧対照表（2026 年 4 月 1 日改定）

「貸金庫規定」・「とうぎん全自動貸金庫規定」・「とうぎん自動貸金庫規定（カード方式）」を一本化し、以下の通り規定を改定します。（下線部分が改定箇所）			
貸金庫規定（現行）	とうぎん全自動貸金庫規定（現行）	とうぎん自動貸金庫規定（カード方式）（現行）	とうぎん貸金庫規定（改定後）
1.（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。 ①公社債券、株券その他の有価証券 ②預金通帳・証書、その他契約書、権利証その他の重要書類 ③貴金属、宝石その他の貴重品 ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）（略）	1.（格納品の範囲と重量制限） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいもの、および変質するものは格納できません。 ①公社債券、株券その他の有価証券 ②預金通帳・証書、その他契約書、権利証その他の重要書類 ③貴金属、宝石その他の貴重品 ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）（略） （3）貸金庫 1 個に格納することができる重量は、10 キログラムまでとします。	1.（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。 ①公社債券、株券その他の有価証券 ②預金通帳・証書、その他契約書、権利証その他の重要書類 ③貴金属、宝石その他の貴重品 ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）（略）	1.（格納品の範囲と重量制限） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ①公社債券、株券その他の有価証券 ②預金通帳・証書、 <u>契約証書</u> 、権利書その他の重要書類 ③貴金属、宝石その他の貴重品 ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）（略） （3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> （4）自動型貸金庫 1 個に格納することができる重量は、10 キログラムまでとします。
			2.（利用目的の確認） （1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、 <u>マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が 1 条に定める範囲を逸脱することがないか</u> といった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、 <u>申出を行うこととします。</u> （2）貸金庫が、 <u>マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>
2.（契約期間等） （略）	2.（契約期間等） （略）	2.（契約期間等） （略）	3.（契約期間等） （略）
3.（使用料） （1）貸金庫の使用料は、申込書記載の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 カ月としてその月から月割計算により支払うものとしてその日から月割計算により支払ってください。 （2）（略） （3）契約期間中に解約があった場合は解約日の属する翌月から期間満了までの使用料を月割計算により返戻します。	3.（使用料） （1）貸金庫の使用料は、毎年 4 月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から口座振替によって、1 年分を前払いするものとしてします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 カ月としてその月から月割計算により支払うものとしてします。 （2）（略） （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の分まで使用料を支払うものとしてします。第 1 項の口座振替後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了までの使用料を月割計算により返戻します。	3.（使用料） （1）貸金庫の使用料は、毎年 4 月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から口座振替によって、1 年分を前払いするものとしてします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 カ月としてその月から月割り計算により支払うものとしてします。 （2）（略） （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の分まで使用料を支払うものとしてします。第 1 項の口座振替後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了までの使用料を月割計算により返戻します。	4.（使用料） （1）貸金庫の使用料は、当行所定の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 カ月としてその月から月割計算により支払ってください。 （2）（略） （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の分まで使用料を <u>支払ってください。</u> 第 1 項の口座振替後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了までの使用料を月割計算により返戻します。
4.（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。	4.（鍵、カードの保管） （1）貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 （2）当行は借主に貸金庫カード（以下「カード」という。）を発行します。カードは、借主自身が保管して下さい。借主があらかじめ届出た代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、代理人カードを発行しますので、代理人が保管してください。	4.（鍵、カードの保管） （1）貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 （2）当行は借主に貸金庫カード（以下「カード」という。）を発行します。カードは、借主自身が保管してください。借主があらかじめ届出た代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、代理人にカードを発行しますので、代理人が保管してください。	5.（鍵、カードの保管） （1）貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。なお、 <u>正鍵の複製はできません。</u> （2）半自動型・全自動型貸金庫の場合は、借主に貸金庫カード（以下「カード」という。）を発行します。カードは、借主自身が保管してください。借主があらかじめ届出た代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、代理人カードを発行しますので、代理人が保管してください。なお、 <u>代理人のカードによる貸金庫の使用についてもこの規定を適用します。</u>
5.（貸金庫の開閉等） （1）貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 （2）開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。 なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。	5.（貸金庫の開閉等）	5.（貸金庫の開閉等）	6.（貸金庫の開閉等） <u>（1）貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。</u> （2）一般型貸金庫（置貸金庫）の場合 <u>①開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の</u>

貸金庫規定新旧対照表（2026 年 4 月 1 日改定）

「貸金庫規定」・「とうぎん全自動貸金庫規定」・「とうぎん自動貸金庫規定（カード方式）」を一本化し、以下の通り規定を改定します。（下線部分が改定箇所）			
（3）格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。	（1）貸金庫室へは、借主または代理人が、カードおよび届出の暗証番号操作で入室し、貸金庫の開閉は、カードを操作機に挿入し届出の暗証番号を入力操作のうえ正鍵を使用して行うものとします。なお、利用終了時は必ず貸金庫の施錠を確認のうえ、操作機により返却操作を行うものとします。 （2）代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主から代理人の氏名および代理人専用の暗証番号を届出するものとします。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。 （3）貸金庫格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。 （4）貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ退出してください。	（1）貸金庫室へは、借主が、カード操作により入室し、貸金庫の開閉は、カードを操作機に挿入し届出の暗証番号を入力操作のうえ正鍵を使用して行うものとします。なお、利用終了時は必ず貸金庫の施錠を確認のうえ、操作機により返却操作を行うものとします。 （2）代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主から代理人の氏名および代理人専用の暗証番号を届出するものとします。なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。 （3）貸金庫格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。 （4）貸金庫の利用後は、施錠を確認のうえ退出してください。	施錠を確認してください。 <u>②格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。</u> <u>（3）半自動型・全自動型貸金庫の場合</u> <u>①貸金庫室への入室にあたっては、借主または代理人がカードおよび届出の暗証番号操作で入室し、貸金庫の開閉はカードを操作機に挿入し届出の暗証番号を入力操作のうえ行ってください。</u> <u>②代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、借主から代理人の氏名および代理人専用の暗証番号を届出するものとします。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認のうえ、操作機により返却操作を行い退出してください。</u> <u>③格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。</u>
6-1.（届出事項の変更等） （略）	6-1.（届出事項の変更等） （略）	6-1.（届出事項の変更等） （略）	7.（届出事項の変更等） （略）
6-2.（成年後見人の届出） （略）	6-2.（成年後見人の届出） （略）	6-2.（成年後見人の届出） （略）	8.（成年後見人の届出） （略）
7.（印章、鍵の喪失時等の取扱） （1）印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、相当の期間をおくことがあります。 （2）正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	7.（カード、印章、鍵の喪失時等の取扱） （1）カード、印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉、またはカード再発行は、当行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、相当の期間をおくことがあります。 （2）正鍵を失った場合または、き損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	7.（カード、印章、鍵の喪失時等の取扱） （1）カード、印章もしくは正鍵を喪失した場合の貸金庫の開閉、またはカード再発行は、当行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、相当の期間をおくことがあります。 （2）正鍵を失った場合または、き損した場合は、錠前等の取替えに要する費用をお支払いいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	9.（カード、印章、鍵の喪失時等の取扱） （1）カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行うものとします。この場合、相当の期間をおくことがあります。 （2）正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 （3）カードを失った場合またはき損した場合は、再発行に要する費用を支払ってください。
8.（印鑑照合等） （略）	8.（暗証番号等） （1）当行の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱をしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵については、当行は確認する義務を負いません。 （2）（略） （3）（略）	8.（暗証番号等） （1）当行の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱をしましたときは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵については、当行は確認する義務を負いません。 （2）（略） （3）（略）	10.（印鑑照合、暗証照合等） （1）（略） （2）半自動型・全自動型貸金庫の開庫にあたり、当行の操作機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。 （3）（略） （4）（略）
9.（損害の負担等） （略）	9.（損害の負担等） （略）	9.（損害の負担等） （略）	11.（損害の負担等） （略）
10.（反社会的勢力との取引謝絶） この貸金庫は、第 11 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	10.（反社会的勢力との取引謝絶） この貸金庫は第 11 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	10.（反社会的勢力との取引謝絶） この貸金庫は、第 11 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	12.（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は第 13 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。
11.（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明け渡すこととします。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取り扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡すこととします。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わないとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたは	11.（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡すこととします。なお、カード、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡すこととします。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わなとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、また	11.（解約等） （1）この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡すこととします。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡すこととします。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わなとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、また	13.（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①借主が使用料を支払わなとき ②借主について相続の開始があったとき ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたは

貸金庫規定新旧対照表（2026 年 4 月 1 日改定）

「貸金庫規定」・「とうぎん全自動貸金庫規定」・「とうぎん自動貸金庫規定（カード方式）」を一本化し、以下の通り規定を改定します。		（下線部分が改定箇所）	
その恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改築、閉鎖その他の事由があるとき ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき	はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改装、閉鎖その他の事由があるとき ⑤カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき ⑥借主または代理人が、この貸金庫規定に違反したとき	はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改装、閉鎖その他の事由があるとき ⑤カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき ⑥借主または代理人が、この貸金庫規定に違反したとき	そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき ⑥借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>⑦借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑧本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑨法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑩マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) (略)
(3) (略) (4) 前3項の明け渡しが遅延した時ときは、借主は遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項の明け渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (略)	(3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、借主は、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (略)	(3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、借主は、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (略)	(3) (略) (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) (略)
12. (貸金庫の修繕、移転等) (略)	12. (貸金庫の修繕、移転等) (略)	12. (貸金庫の修繕、移転等) (略)	14. (貸金庫の修繕、移転等) (略)
13. (緊急措置) (略)	13. (緊急措置) (略)	13. (緊急措置) (略)	15. (緊急措置) (略)
14. (譲渡、転貸等の禁止) (略)	14. (譲渡、転貸の禁止) (略)	14. (譲渡、転貸の禁止) (略)	16. (譲渡、転貸等の禁止) (略)
15. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて（前項第2号についてはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。	15. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて（前項第2号についてはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。	15. (規定の変更) (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。以下同様です。）を変更することができるものとします。 ①変更内容が借主の一般の利益に適合するとき ②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて（前項第2号についてはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。	17. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の <u>変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。